

公益財団法人 日本ゴルフ協会 委員会等規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）定款第 43 条の規定に基づき、この法人の目的及び事業を円滑に遂行するための委員会及び部会の組織、事業分掌及び職務権限に関する基本事項を定めることを目的とする。

(委員会及び部会の設置)

第2条 この法人の目的及び事業の円滑な遂行のため、別表のと通りの各委員会及び各部会を置く。

第2章 委員会

(分掌事項)

第3条 各委員会は、理事会の諮問機関として、その分掌事項に関し、理事会からの諮問に対する答申等を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

- 2 各委員会の分掌事項は、別表に定めるとおりとする。
- 3 各委員会は、当該委員会を管轄する本部の本部長・副本部長（ハンディキャップ委員会及びアンチ・ドーピング委員会においては専務理事）と密接な連携を取り、それぞれの委員会に属する分掌事項の円滑な業務を執行する。

(委員長、副委員長及び委員)

第4条 各委員会には委員長を置く。

- 2 必要に応じて、委員会に副委員長を置くことができる。
- 3 各委員会の定員及び構成は、別表に定めるとおりとする。
- 4 委員会の委員長は、理事会が選任し、会長がこれを委嘱する。
- 5 委員会の副委員長及び委員は、地区連盟推薦者及び女子委員会推薦者を除き、当該委員会を管轄する本部の本部長、副本部長及び当該委員会の委員長の合意（ハンディキャップ委員会、アンチ・ドーピング委員会、女子委員会及び外交委員会においては専務理事及び当該委員会の委員長の合意）により選任し、会長がこれを委嘱す

- る。
- 6 別に定めなき限り、委員長の任期は選任後2年以内の3月に開催される定時理事会の終結の時までとし、副委員長の任期は選任後1年以内の3月に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 7 別に定めなき限り、各委員会の委員の任期は、選任後1年以内の3月に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 8 補欠又は増員により選任された各委員会の委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の満了する時までとする
 - 9 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長又は予め各委員会で定めた順序により他の構成員がその職務を代行する。

(解嘱)

第5条 各委員会を管轄する本部の本部長、副本部長及び当該委員会の委員長（ハンディキャップ委員会、アンチ・ドーピング委員会、女子委員会及び外交委員会においては、専務理事と当該委員会の委員長）は、各委員会の副委員長及び委員について、職務の遂行に堪えないと認めるとき又はやむを得ない事情があるときは、その合意により、これを解嘱することができる。

(招集)

- 第6条 各委員会は、当該委員会の委員長が招集する。
- 2 委員会を招集するときは、委員会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、委員会の日の1週間前までに当該委員会の各委員に対してその通知を発しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、各委員会は、当該委員会の委員の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第7条 各委員会の委員長は、当該委員会の議長となる。なお、各委員会の委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、予め各委員会で定めた順序により他の構成員がこれに当たる。

(定足数)

第8条 各委員会は、構成員の過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第9条 各委員会の決議は、別に定めなき限り、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 各委員会の委員が、各委員会の分掌事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる各委員会の委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の各委員会の決議があったものとみなす。
- 3 各委員会の委員は、別に定めなき限り、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第10条 各委員会には、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第11条 各委員会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録しなければならない。

第3章 部会

(分掌事項)

第12条 各部会は、委員会の諮問機関として、その分掌事項に関し、委員会からの諮問に対する答申等を行い、委員会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

- 2 各部会の分掌事項は、別表に定めるとおりとする。
- 3 各部会は、委員会と密接な連携を取り、それぞれの部会に属する分掌事項の円滑な業務を執行する。

(部会長及び委員)

第13条 各部会には、部会長を置く。

- 2 必要に応じて、部会に副部会長を置くことができる。
- 3 各部会の定員及び構成は、別表に定めるとおりとする。
- 4 部会の部会長は、当該部会を管轄する本部の本部長、副本部長及び当該部会を管轄する委員会の委員長の合意（ハンディキャップ委員会及びアンチ・ドーピング委員会の各部会については、専務理事と当該委員会の委員長の合意）により選任し、会長がこれを委嘱する。
- 5 各部会の委員は、地区連盟推薦者及び女子委員会推薦者を除き、当該部会を管轄する本部の本部長、副本部長及び当該部会を管轄する委員会の委員長の合意（ハンディ

キャップ委員会及びアンチ・ドーピング委員会の各部会については、専務理事と当該委員会の委員長の合意)により選任し、会長がこれを委嘱する。

- 6 別に定めなき限り、部会長及び副部会長の任期は選任後1年以内の3月に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 7 別に定めなき限り、委員の任期は選任後1年以内の3月に開催される定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 8 補欠又は増員により選任された各部会の委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の満了する時までとする。
- 9 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、予め各部会で定めた順序により他の構成員がその職務を代行する。

(解嘱)

第14条 各部会を管轄する本部の本部長、副本部長及び当該部会を管轄する委員会の委員長(ハンディキャップ委員会及びアンチ・ドーピング委員会の各部会については、専務理事と当該委員会の委員長)は、各部会の委員について、職務の遂行に堪えないと認めるとき又はやむを得ない事情があるときは、その合意により、これを解嘱することができる。

(招集)

第15条 各部会は、当該部会の部会長が招集する。

- 2 部会を招集するときは、部会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、部会の日1週間前までに当該部会の各部会委員に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、各部会は、当該部会の委員の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第16条 各部会の部会長は、当該部会の議長となる。なお、各部会の部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、予め各部会で定めた順序により他の構成員がこれに当たる。

(定足数)

第17条 各部会は、構成員の過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第18条 各部会の決議は、別に定めなき限り、出席した委員の過半数をもって行う。

- 2 各部会の委員が、各部会の分掌事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる各部会の部会委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の各部会の決議があったものとみなす。
- 3 各部会の委員は、別に定めなき限り、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第19条 各部会には、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第20条 各部会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録しなければならない。

第4章 補則

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(定めのない事項)

- 第22条 この規程に定めるもののほか、この法人の目的及び事業を円滑に遂行するための委員会及び部会の組織並びに分掌事項に関し必要な事項は、理事会の決するところによる。
- 2 この規程の規定の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

附 則

- 1 この規程制定の際、現に組織されていた委員会及び部会は、この規程により設置されたものとみなす。
- 2 この規程は、平成29年3月10日から施行する。

別 表

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
管理本部 (川口文夫) (小倉 正)	総務委員会	14名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 11名以内(地区連盟推薦8名以内、女子委員会推薦1名、正・副本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 事業計画、事業報告に関する事項。 (2) 役員の報酬及び役員・委員・職員の旅費に関する事項。 (3) 情報公開に関する事項。 (4) 会員制度及び会員管理に関する事項。 (5) 前記のほか、事務局の所掌事務で他の部の所掌に属しない事項。
	税対策等部会	14名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 13名以内(地区連盟推薦8名以内、支配人会推薦2名、正・副本部長・委員長合意による3名以内)	(1) ゴルフに関する税制及び規制等に関する事項。
	法務部会	5名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 4名以内	(1) 法務に関する事項。 (2) 各種規程の原案作成に関する事項。
	財務委員会	8名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 5名以内(正・副本部長・委員長合意による4名以内、女子委員会推薦1名)	(1) 収支予算及び決算に関する事項。 (2) 収入及び支出に関する事項。 (3) 資金計画の策定及び資金の調達に関する事項。 (4) 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事項。 (5) 財産管理に関する事項。 (6) 資金運用に関する事項。

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
オープン事業 推進本部 (永田圭司) (戸張 捷) (相馬和胤)	チャンピオンシ ップコミッティ	3名 以内	(1) 委員 3名以内(正・副本部長 推薦3名以内)	(1) オープン競技の運営に関する事項
	オープン競技 企画委員会	6名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 4名以内(正・副本部 長・委員長合意による4名 以内)	(1) オープン事業の企画立案に関する事項。 (2) オープン事業の予算策定と収支の管理に関する事項。
	ゼネラルプロデューサー			オープン競技の制作に関する総責任者
	チーフトーナメントプロデューサー			ゼネラルプロデューサーの指示のもと、個別オープン競技の制作に関する事項
	トーナメントプロデューサー			チーフトーナメントプロデューサーの指示のもと、個別オープン競技の制作に関する事項
	チーフトーナメントディレクター			個別オープン競技の運営に関する事項
	トーナメントディレクター			チーフトーナメントディレクターの指示のもと個別オープン競技の運営に関する事項
	運営協力委員			スターター、レコーダー、進行の競技運営に関する事項
	コースセッティングディレクター			オープン競技のコースセッティングに関する事項
ルールのディレクター			オープン競技におけるゴルフ規則の裁定に関する事項	

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
規則・競技 推進本部 (佐野文範)	規則委員会	16名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 15名以内(地区連盟推薦8名以内、本部長・委員長合意による6名以内(プロ3団体の3名を含む)、女子委員会推薦1名)	(1) 日本語のゴルフ規則、アマチュア資格規則の制定に関する事項。 (2) ゴルフ規則、アマチュア資格規則に関する規則の解釈の調査・研究に関する事項。 (3) ゴルフ規則の紛議に関する裁定及びアマチュア資格に関する質疑回答並びにアマチュア復帰申請回答に関する事項。 (4) アマチュア資格に関するガイドラインの制定に関する事項。 (5) R&A 規則委員会及び R&A アマチュア資格委員会の各アドバイザーメンバーの候補者選任に関する事項。 (6) 海外メジャー競技等に派遣するレフェリー候補者の選任に関する事項。
	規則普及部会	15名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 14名以内(本部長・委員長合意による14名以内)	(1) ゴルフ規則の普及に関する事項。 (2) レフェリー制度に関する事項。
	用具部会	4名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 2名以内(本部長・委員長合意による2名以内) (3) 参与 1名以内	(1) 日本国内における用具に関する規則の普及に関する事項。 (2) 日本国内メーカーが R&A に用具審査の手続をする際の支援に関する事項。 (3) R&A/USGA との情報交換や連絡調整等に関する事項。
	競技委員会	2名	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	競技政策部会	11名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 10名以内(地区連盟競技委員長8名以内、男子競	(1) アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)に関する日程、開催場所の決定に関する事項。 (2) アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)の企画・運営・資金

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
			技運営部会長、女子競技運営部会長)	計画等に関する事項。
	男子競技運営部会	38名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 37名以内(地区連盟推薦35名以内、本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 主催男子アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)の運営・管理に関する事項。
	女子競技運営部会	38名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 37名以内(地区連盟推薦35名以内、本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 主催女子アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)の運営・管理に関する事項。
— (山中博史)	ハンディキャップ委員会	1名	(1) 委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	ハンディキャップ政策部会	11名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 10名以内(地区連盟ハンディキャップ委員長8名以内、女子委員会推薦1名、委員長・部会長合意による1名)	(1) JGA ハンディキャップ規定及びその運用に関する事項。 (2) USGA との情報交換、連絡調整等に関する事項。
	ハンディキャップ普及部会	5名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 4名以内(専務理事・委員長合意による4名以内)	(1) JGA ハンディキャップの普及に関する事項

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	コースレーティング部会	10名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 9名以内(地区連盟推薦 8名以内、女子委員会推薦 1名)	(1) JGA/USGA コースレーティング規定及び査定方法に関する事項。 (2) USGA との情報交換、連絡調整等に関する事項
— (山中博史)	アンチ・ドーピング委員会	1名	(1) 委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	アンチ・ドーピング普及・啓発部会	5名以内	(1) 委員 5名以内(専務理事・委員長合意による 5名以内)	(1) アンチ・ドーピングの普及に関する事項。
	ドーピングコントロール部会	8名以内	(1) 委員 8名以内(専務理事・委員長合意による 8名以内)	(1) 主催競技におけるドーピング検査に関する事項。
育成・強化本部 (諸戸精孝) (里深真弓)	ジュニア普及委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(地区連盟推薦 8名以内、正・副本部長・委員長合意による 2名以内)	(1) ジュニアへのゴルフの普及に関する事項。 (2) 全国小学生ゴルフ大会に関する事項。
	発掘・育成委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(地区連盟推薦 8名以内、正・副本部長・委員長合意による 2名以内)	(1) 競技者の発掘・育成に関する事項 (2) 地区連盟強化指定選手のサポートに関する事項。 (3) 日本アマチュアランキングに関する事項。

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	ナショナル強化委員会	81名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 4名以内(正・副本部長・委員長合意による4名以内) (4) ディレクター及びコーチ 70名以内(正・副本部長・委員長合意による70名以内) (5) マネージャー4名以内(正・副本部長・委員長合意による4名以内)	(1) 男女ナショナルチームメンバーの選考及び強化に関する事項。 (2) 国際チーム競技への派遣選手団(選手、監督、コーチ及びキャプテン等)選考に関する事項。 (3) 海外個人競技への派遣選手の選考に関する事項。 (4) オリンピック強化指定選手の強化プログラムに関する事項。 (5) ルーキープロ強化プログラムに関する事項。
	ナショナルチーム関連協議会	4名以内	(1) 委員 4名以内(委員長推薦4名以内)	(1) 男女ナショナルチームの活動を円滑に行うための、日本学生ゴルフ連盟及び日本高等学校ゴルフ連盟との連絡・調整に関する事項。
— (村津敬介)	外交委員会	8名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 5名以内(委員長推薦5名以内)	(1) APGC、IGFに関する事項。 (2) 国際交流事業の方針・企画策定に関する事項。 (3) 国際会議に派遣する役員・委員及び海外メジャー競技等に派遣する役員の選任に関する事項。
— (溝口まち子)	女子委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(委員長推薦10名以内)	(1) 女子ゴルフの普及と拡大を目的に、他の委員会や活動に対し、女性の視点、観点、立場に立った提案、協議、具申を行う。 (2) 国内外のゴルフ界における女子のプレゼンスを向上する。

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
プロモーション本部 (永田圭司) (戸張 捷)	広報委員会	24名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 3名以内 (3) 委員 10名以内(本部長・委員長合意による10名以内) (4) 参与 10名以内(オフィシャルライター2名以内、オフィシャルフォトグラファー2名以内、ミュージアム担当4名以内、JGA100年史編集担当2名以内)	(1) 広報活動（ホームページを含む）に関する事項。 (2) JGA Golf Journal、JGA Year Book 等の出版に関する事項。 (3) オープン事業に関する告知及びパンフレット製作に関する事項。 (4) JGA ゴルフミュージアムの運営、所蔵物の管理・購入に関する事項。 (5) JGA100年史編集に関する事項。
	マーチャンダイジング委員会	1名	(1) 委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	3 オープンブランド部会	6名	(1) 部会長 1名 (2) 委員 5名以内(本部長・委員長合意による5名以内)	(1) 3 オープンブランドのマーチャンダイジングに関する事項。
	JGA ブランド部会	3名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 2名以内(本部長・委員長合意による2名以内)	(1) JGA ブランドのマーチャンダイジングに関する事項。
サポート本部 (相馬和胤)	医科学委員会	13名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(本部長・委員長合意による10名以内)	(1) オリンピック日本代表選手（候補選手を含む）、オリンピック強化指定選手、ナショナルチームメンバー、地区連盟強化指定選手に対する医科学サポートに関する事項。 (2) 熱中症予防対策等競技運営時の安全管理に関する事項。 (3)

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	グリーン委員会	7名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 委員 6名以内(本部長・委員長合意による6名以内)	(1) 主催競技開催コースのグリーンコンディションやメンテナンスに関する事項。
オリンピック ゴルフ	2020 東京企画・ 準備委員会	11名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 8名以内(プロゴルフ団体推薦3名、開催倶楽部推薦1名、正・副本部長・委員長合意による4名以内)	(1) 2020年東京開催に関する事項。
競技対策本部 (永田圭司) (山中博史)	強化委員会	9名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 5名以内(プロゴルフ団体推薦3名、正・副本部長・委員長合意による2名以内) (4) ヘッドコーチ 1名	(1) オリンピック日本代表選手(候補選手を含む)及びオリンピック強化指定選手の強化に関する事項。